

# 自治基本条例 検証シート

## ◆基礎情報

制度の名称/ 自治基本条例の条	情報公開制度/第21条	担当部課名	政策局市民相談室
制度の目的 (誰に/何を/どうする)	市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、公正で透明な市政を推進し、市政への市民の信頼と理解を深める。		
関係条例等	明石市情報公開条例		
制度の取組状況 (主にH30年度以降の取組を記載)			
<p>1 公文書公開請求件数及び処理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度                    ・請求173件    ・決定194件 (・公開37件    ・部分公開137件    ・非公開20件)</li> <li>・H31年度 (R元年度)    ・請求221件    ・決定247件 (・公開76件    ・部分公開144件    ・非公開27件)</li> <li>・R2年度                    ・請求190件    ・決定190件 (・公開64件    ・部分公開101件    ・非公開25件)</li> <li>・R3年度                    ・請求196件    ・決定224件 (・公開52件    ・部分公開136件    ・非公開36件)</li> <li>・R4年度                    ・請求199件    ・決定202件 (・公開53件    ・部分公開114件    ・非公開35件)</li> <li>・R5年度                    ・請求184件    ・決定204件 (・公開61件    ・部分公開122件    ・非公開21件)</li> </ul> <p>2 市政情報の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度                    2,334件 (・相談案内523件    ・閲覧 440件    ・DVD貸出11件    ・コピー1,348件    ・刊行物販売12件)</li> <li>・H31年度 (R元年度)    2,342件 (・相談案内528件    ・閲覧 672件    ・DVD貸出 7件    ・コピー1,102件    ・刊行物販売33件)</li> <li>・R2年度                    2,057件 (・相談案内541件    ・閲覧 317件    ・DVD貸出30件    ・コピー1,151件    ・刊行物販売18件)</li> <li>・R3年度                    2,736件 (・相談案内599件    ・閲覧1,009件    ・DVD貸出12件    ・コピー1,115件    ・刊行物販売 1件)</li> <li>・R4年度                    2,311件 (・相談案内456件    ・閲覧 883件    ・DVD貸出 5件    ・コピー 964件    ・刊行物販売 3件)</li> <li>・R5年度                    1,876件 (・相談案内235件    ・閲覧 785件    ・DVD貸出 0件    ・コピー 851件    ・刊行物販売 5件)</li> </ul>			
取組の成果/効果		取組の課題/制度に対する考え方	
<p>上記公文書公開の処理状況及び市政情報の提供のとおり、市民の知る権利を尊重した公文書の公開制度の円滑な運用を進めるとともに、市政情報の提供に努めていることにより、市政への信頼と理解が深まっている。</p>		<p>市政に関する情報の公開を有効かつ適切に進めていくためには、個人情報の保護に留意したうえで、公文書の公開制度を円滑に運用するとともに、市政に関する情報が迅速かつ容易に得られるよう、市民からの公開請求を待つことなく積極的に市政に関する情報を公表または提供する施策の整備拡充を進め、情報公開を総合的に推進していくことが必要である。</p>	

## 検証(1) 制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
昭和57年に山形県金山町が、情報公開制度について規定した「公文書公開条例」を制定したことを機に、全国の自治体で情報公開条例が制定されることとなった。明石市では昭和62年に「明石市公文書の公開等に関する条例」を定め、平成14年にこの条例の全部改正を行い、現行の「明石市情報公開条例」が制定された。市民参画と協働の視点から、市民が自らの意思に基づき適正に参画するためにも、市民が市政の情報を知ることを保障しておかなければならない。	情報公開を進めることにより、市政への市民の参画を推進することを望むという社会情勢に適合している。	○	○	

## 検証(2) 本市にふさわしい制度か

	自己検証	横断的検証	市民検証
公文書の公開を請求する権利を明らかにしてその運用にあっており、自治の基本原則である情報の共有及び情報の提供に適合している。	○	○	

### 検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「一」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	市民が市政の情報を知ることを保障している。	○	○	
2 公正で透明であること	明石市情報公開条例を定め、公文書公開等の手続きをホームページで公表している。	○	○	
3 効果的で効率的であること	公文書公開請求により、市民が知りたい市政情報の把握ができ、市政に関する情報を公表または提供する施策の整備拡充に反映されている。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	情報公開制度の運用は条例に基づき実施しており、毎年、運用状況を明石市情報公開審査会に報告するとともにホームページで公表している。実施結果については評価していない。	△	○	

#### ▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

【検証３】

・実施結果の評価について、明石市情報公開審査会へ報告し、意見をいただくことで、第三者からの客観的評価を行っていると考えられる。

## 前回の市民検証報告書の意見に対する各年度を取組状況

情報公開制度	
平成29年度 検証報告書の内容	平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況
1 共有された情報を市民がうまく使いこなせなければ、結局、市の業務やコストが増えるだけに終わってしまうので、できるだけ情報をオープンにすることと市民が活用しやすい情報の出し方のバランスを取ることが大事である。	<p>市政に関する情報の公開を有効かつ適切に進めていくためには、個人情報の保護に留意したうえで、公文書の公開制度の円滑な運用とともに、市政に関する情報が迅速かつ容易に得られるよう、市民からの公開請求を待つことなく積極的に市政に関する情報を公表する施策の整備拡充を進めていく。また、情報を公表する際には、ホームページや広報紙等を活用して情報をわかりやすく伝えるよう努めるものとする。</p>
2 全ての情報を公開できるわけではないという事情もあるが、自治基本条例の原則である市民と情報の共有を進めるため、大きな方向性として、現在の請求に基づいた公開に併せて積極的な情報提供に努めていく必要がある。	<p>市政に関する情報の公開を有効かつ適切に進めていくためには、個人情報の保護に留意したうえで、公文書の公開制度の円滑な運用とともに、市政に関する情報が迅速かつ容易に得られるよう、市民からの公開請求を待つことなく積極的に市政に関する情報を提供する施策の整備拡充を進めていく。</p>

# 情報公開制度の概要

## ○根拠

明石市情報公開条例



## ○目的

- ・ 市民の知る権利の尊重
- ・ 市民の市政への参加の推進
- ・ 市民への説明責任

# ○方法

種類	内容
情報の公表	市政に関する情報について、公文書公開請求を受けなくても、市の広報紙やホームページに掲載する等の方法により、積極的に一般に公にすることです。
情報の提供	市政に関する情報について、公文書公開請求を受けなくても、特定の人求めに応じて、該当文書を交付する等の方法により、同人の利用に供することです。
公文書 公開請求*	市が保有する公文書について、条例に基づく手続を経たうえで、請求者に対してのみ、該当文書を交付することです。

# \* 公文書公開請求

## ① 請求権者

☞ 市民に限らず、誰でも請求可能

## ② 公文書

☞ 市職員が職務上作成又は取得した文書等で、組織的に用いるものとして市が保有しているものが対象

## ③ 請求方法

☞ 「公文書公開請求書」(※)に必要事項を記入し、  
行政情報センターに直接又は郵送で提出

※ 行政情報センター窓口又は市のHPで入手可能




行政情報センター  
(市役所本庁舎1階)

## ④ 公開・非公開の考え方

☞ すべて**公開**するのが**原則**（非公開情報を除く）

### <非公開情報>

- 
- i 個人に関する**情報**で、特定の個人を識別できる情報
  - ii 法人その他の団体に関する情報で、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報
  - iii 公共の安全に支障が生じるおそれのある情報
  - iv 法令や条例の規定により公開できない情報
  - v 審議、検討、協議等に関する情報で、公にすると**意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ**のある情報
  - vi 市の要請を受け、非公開を条件に任意提供された情報
  - vii **事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす**おそれのある情報

☞ **意思形成過程の情報**も、**適切な時期に、適切な方法で、可能な限り公開**

## ⑤ 決定

☞ 請求書が提出された日から起算して **15日以内**  
(60日まで延長可)

## ⑥ 公開方法

☞ 閲覧又は写しの交付 (コピー代：実費負担)

## ⑦ 不服申立て

☞ 決定を知った日の翌日から **3か月以内**に  
行政不服審査法による不服申立てが可能

☞ 市の附属機関「**明石市行政不服審査会**」による  
調査審議 (※)



※ 平成28年4月1日の行政不服審査法の改正施行に伴い、本市が行う処分に対する不服申立制度を一元化するため、明石市情報公開審査会の意見を確認した上で、情報公開に関する不服申立てを調査審議する機関を、従来の「明石市情報公開審査会」から「明石市行政不服審査会」に変更 5



# 情報の共有についての考え方

情報公開

情報の公表

情報の提供

公文書公開請求

情報の共有

## ○自治基本条例第21条

- ☞ 1項と2項で**一体的**に、情報の共有における市長等の責務を規定
- ☞ 明石市情報公開条例の基本的な考え方を踏まえ、市民に対して情報を提供、公表、公開する方法により情報の共有を図っている



参画と協働のまちづくりを進めるに当たり必要な各制度共通の大切な考え

# 【検証Ⅰ】制度が社会情勢に適合しているか

## <社会情勢>

### ○情報公開に関する法律や条例の制定状況

☞ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

全国ほぼ100%の自治体が条例を制定

※ 北海道乙部町は、情報公開条例を制定せず、  
町民から要望があれば公開する運用を行っている



### ○住民による行政への積極的な参画

☞ 住民参画型のまちづくりが全国的に活発化

☞ 参画する前提として、住民への情報の公開が必要



○公文書の管理に関する国民の関心の高まり

☞ 公文書の隠ぺい・改ざんに関する疑惑

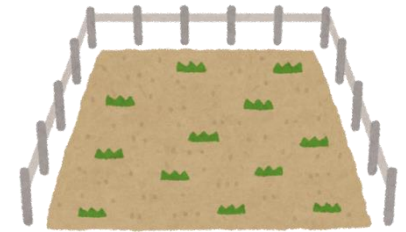
e.g. 森友学園問題／加計学園問題 など

## <具体的な取組>

○明石市情報公開条例の制定

○条例に基づき、情報公開を総合的に推進

○公文書の適正な管理



⇒ 情報公開制度は、現在の社会情勢に適合している

# 【検証2】本市にふさわしい制度か

## <SDGs未来安心都市・明石に向けて>

2030年までの  
あるべき姿



いつまでも

未来につながる  
持続可能なまちに向けて

やさしいまち

安心のインクルーシブな  
まちづくりを

すべての人に

年齢・性別・障害・  
国籍などに関わらず、  
誰一人取り残さない

いつまでも

みんな

すべての  
人に

やさしい  
まち

みんな

「対話」と「共創」で  
進めます

### ○情報格差の解消

☞情報を積極的に公開して市民と市の情報格差をなくす  
ことで、みんなで対等に質の高い対話をする事ができる

### ○まちづくりの三側面（経済・社会・環境）に寄与

☞情報の公開が、まちづくりの三側面などあらゆる分野の  
発展に寄与し、やさしいまちづくりにつながる

## <具体的な取組>

### ○情報の公表

☞市の各種計画、工事公表設計書、市議会議案書、選挙の記録等を**公表**

### ○情報の提供

☞DVD「海峡のまち明石」の貸出  
各部署による情報の**任意提供**

### ○公文書公開請求

☞公開請求された公文書は、概ね公開  
(**公開率90%**)



行政情報センターにおける  
情報の公表・提供

⇒情報公開制度は、本市にふさわしい制度である

# 【検証3】制度が条例の基本原則に適合しているか

## I 参画と協働に基づくこと

### ○制度の内容

…市民による市政に関する情報の把握



☞市政に関する情報が公開されることにより、  
市民はその情報をもとに、市の政策等の各段階に  
主体的に関与することができるとともに（=参画）、  
市と共に考え、力をあわせることができる（=協働）

⇒情報公開制度は、参画と協働に基づいている

## 2 公正で透明であること



### ○情報の公表

- ☞市が市政に関する情報を積極的に一般に公にしている
- ☞**市政運営の公正の確保と透明性の向上**につながる

### ○情報の提供

- ☞特定の人求めに応じて、情報を任意に提供している
- ☞誰であっても**偏りなく**、市の情報を**知ることができる**

### ○公文書公開請求

- ☞条例に基づく**手続及び運用状況**を市のHPで公表
- ☞市による**恣意的な運用を排除**

⇒**情報公開制度は、公正で透明である**

### 3 効果的で効率的であること



#### ○情報の公表

☞ 市政情報を **あまねく知る** ことができる **効果的** な方法

#### ○情報の提供

☞ 特定の市政情報を知りたい者にとって、**公文書公開請求をせずに** その情報を **効率的に知る** ことができる

#### ○公文書公開請求

☞ 手続は容易で分かりやすく、請求者が知りたい特定の市政情報を **効率的に把握** することができる **効果的** な手段

⇒ **情報公開制度は、効果的で効率的である**



## 4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

○**条例に基づく運用**の状況を市のHPで**毎年公表**

☞ 施策を計画的に実施

○自己検証と横断的検証との違い（実施結果の評価の有無）

☞ **自己検証**では、実施結果について**市自ら評価していない点**を考慮して「△」

☞ **横断的検証**では、実施結果について市が附属機関である

**「明石市情報公開審査会」**（学識経験者4名で構成）に毎年

報告し、**客観的な評価**を受けている点を重視して「○」



⇒情報公開制度を計画的に実施し、実施結果について評価を行っている

⇒情報公開制度は、条例の基本原則に適合している